

清末以降の刑事政策に関する初歩的考察

徳岡 仁

- 一 はじめに
 - 二 清末以降の「刑法」改革とその展開
 - 三 警察制度の改革と変遷
 - 四 まとめ
- 一 はじめに

今年は、「欽定大清刑律（大清新刑律）」とも称することから以下では「新刑律」とする）が公布されて百年。「唐律」から「大清律例」に至る一千年に及ぶ安定した「律令」体制に最後の王朝が投じた新しい「刑法」としての「新刑律」の一石は、「中国刑法近代化の端緒」と位置付けられる。¹⁾

そもそも「新刑律」の新たな編纂は、義和団事件に起因して西安へ蒙塵していた西太后が光緒二十六年（一九〇一年）十二月に下した上諭に応えた、「两江總督劉坤一や湖広總督張之洞らの「自強之根本」は「採用西法」であるとする、

一連の上奏に始まる。^②

彼ら「洋務」あるいは「変法」に理解を示す地方大官は、西欧諸国のような「立国之道」を「一曰治、二曰富、三曰強」で「国既治、則貧弱者可以求富強。国不治、則富強者亦必転為貧弱。整頓中法者、所以為治之具也、採用西法者、所以為富強之謀也」として、西欧の法制度を導入すれば、中国も富国強兵を実現できるとした。そして改定の責任者として沈家本を指名提起したのであった。

「新刑律」編纂の責任者となった沈家本は、「首先收回治外法権」が「実変法自強之枢紐」であるという。^③しかしながら、光緒三二年春に脱稿された『大清刑律草案（予備案）』は、編纂にあたった中国人専門家の西欧法学に対する学識や新刑法編纂についての経験不足もあって、「新しい刑法」としては直ちに却下された。^④そこで、明治四〇年（一九〇七年）四月二十四日にすでに旧刑法を改正して新たな刑法を公布施行しつつあった日本の東京帝国大学法科大学教授岡田朝太郎（一八六八—一九三六）を同年九月（旧暦）に招聘し、新しい刑法の編纂に協力させた。このことにより、編纂作業の進捗状況はたちまち好転し、光緒三十三年八月二十六日に『大清刑律草案』「総則」が完成したのであった。

本稿は、近代あるいは現代という西欧文明の波に飲み込まれる中国の治安政策を各時期・各政権の刑法および警察組織において、変化すること、しないこと、あるいは、継承継続すること、しないこと、などを比較検討することを通じて、その刑事政策における歴史的、あるいは、現代的な意義についても初歩的な考察を試みる。

中国では、今日なお孔子や孟子、朱子が論じられるような伝統的思考の継承がある。一方で、時としてこうした哲学者が批判に晒され、伝統的思考が全面的に否定されるという、そのような現象が糾える縄のごとく出現する。他方で現代グローバル化の中で今や世界の大国としての責任が問われる中国は、この百年の間に国際社会の中で「被害者」

から「加害者」へとその存在が大転換を遂げたといえよう。

中国は、辛亥革命をへて共和国体制となり、現在は人民共和国として、共産党政権下社会主義国家へと革命的に政治体制が交替した。しかしながら、これまでの各時期政権の警察組織機構や刑法を比較すると、呼称の変化は大きい。内容としては革命的な変化を認めることはできないといえよう。政治体制の革命的な変化があっても、中国ではまさしく「政治体制と政治イデオロギーからの脱却が見られない中では、『刑法学』の『転換』には決定的な限界」があるであろうか。

二 清末以降の「刑法」改革とその展開

「大清現行刑律」と「欽定大清新刑律」は、ほぼ同時期に成立した。この企ては、一九世紀末の「変法」運動、北清事変直後の「籌備立憲」といった欧米からの新しい法制度、法概念、法哲学などを導入することで伝統的な中国法の再編が行われつつあった中でのことであった。

「現行刑律」は、「大清律例」の最後の改正であった。順治三（一六四六）年五月「大清律例集解附例」の成立に始まる伝統的な清王朝の「律令」は、乾隆五（一七四〇）年に編纂された「大清律例」律分四三六条、附例一〇四二条により、基本的に「清律」の形式が完成したのである。これ以降「律分」については如何なる修正も施されることなく、ただ「附例」のみが「五年一小修、十年一大修」されることとなったが、北清事変を直截の契機に修正された「現行刑律」は、「変法」を余儀なくされた清朝の最後の企てであった。それは伝統的な形式を順守しながらも以下のように多くの改革を行った。⁵⁾

	大清現行刑律	欽定大清新刑律	中華民國刑法
公布時期	宣統2 (1910) 年	宣統2 (1911) 年	中華民國17 (1928) 年
条文等	30門 律文389条 例文1327条	總則17章 分則36章 全387条	總則14章 分則34章 全387条
特徴	①民法と刑法を区分 ②酷刑の廃止 ③罰金刑 ④奴婢刑廃止	①罪刑法定主義 ②類推禁止 ③精神障害者規定 ④未成年者規定	①罪刑法定主義 ②類推禁止 ③刑法の不遑及 ④反革命処罰

第一に、従軍刑や配流といった刑罰を「京師習芸所」送りにする。第二に、「凌遲」、「梟首」、「戮屍」、「刺字」などの残酷な刑罰を改変する。第三に、「笞」、「杖」を懲役あるいは罰金とし、「徒流」を「贖銀」とするなどとした。第四に、民事と刑事とを区別した。第五に、過去に禁じられていた出国、鉱山開発、集会結社を不問に付す。第六に、憲法や人権に悖る規定の削除。第七に、男女を同一に処罰するなどであった。

一方、「清刑律」編纂の責任者であった沈家本は、その報告の上奏で、「新刑律」には「更定罪名」、「酌減死罪」、「死刑唯一」、「删除比附」、「懲治教育」の五つの重要な改正点があることを指摘していた。元来、「律令」では「笞、杖、徒、流、死」の五種類であった「刑名」を、「死刑、徒刑、拘留、罰金」の四種類に改めた。死刑の方法を絞首刑のみにし（「死刑唯一」）、刑場を非公開にしたこと、ただ「謀反大逆及謀殺祖父母父母」は例外として「斬刑」を科すとした。「删除比附」として、類推規定を削除して「罪刑法定主義」を採用し、十六歳未満の未成年に対しては教育を主体として刑罰を科さないことという考え方（「懲治教育」）を導入した。

一九二八年、国民党南京政府が編纂した中華民國刑法について、

	人民共和国刑法①	人民共和国刑法②
公布・改正	1979年7月6日公布	1997年3月14日改正
条文等	総則5章 分則8章 全192条	総則5章 分則10章 全452条
指導思想 任務など	マルクス・レーニン主義 毛沢東思想 刑罰で全ての反革命と刑事犯罪行為に対する闘争	全ての犯罪行為との闘争で 社会と経済秩序を擁護し社会主義の建設事業の順調な進展を保障すること
特徴	①反革命罪 ②微罪不問 ③18歳未満死刑不適用 ④類推規定(第79条)	①罪刑法定主義(第3条) ②微罪不問 ③18歳未満死刑不適用 ④国家の安全に対する危害罪

本邦刑法学の一泰斗は、「支那古来の刑律の思想を残してゐると同時に、西洋近世刑法法の組織を採り入れたものであり、直接には夙に西洋近世刑法法の組織を継受し、殊に近時の刑事政策的思想の影響の下に成立した日本刑法に據れる點が多い」とし、伝統の継承と新しい価値を積極的に導入するものと評価している。^⑦

中華民国刑法は、一九二八年三月一〇日に公布され、九月一日から施行されたが、この刑法が成立するまで、中華民国元(一九一二年三月一〇日)の大總統令で清末の「新刑律」を一部修正して「中華民国暫行新刑律」として施行していた。その後、「民国三年十二月の暫行新刑律補充條例によつて若干の補充變更を見たが、本法の施行に至るまで十六年の間其の効力を有した」のであった。^⑧

「暫行新刑律」は、「直接には日本の舊刑法および同現行刑法を参考として立法され、間接にフランス刑法、ドイツ刑法等の影響を受け」、「支那古来の刑律の傳統的組織を脱したものであった。しかしながら、

本新刑律の立法は、「清朝末期の變法自彊の運動に端を發した支那に於ける近世刑法繼受の一現象」でもあったのである。また、「孫文指導下にあった国民革命の指導思想であった「三民主義」は、社会革命を目指す政治革命的綱領であり、「元來支那の傳統的社會觀念は一方に於いて團體主義的な點を有しながら國家意識に乏しく、他方に於いて個人主義的でありながら近世の意味における個人意識を缺いた」社会の變革を求めるものではあった。しかし、強い伝統の枠組みを壊す孫文の「国民革命」によっても容易ではなかつた。⁹⁾

人民共和国が成立した一九四九年の二月、共產党は、「中国共產党中央委員會の国民党の六法全書を廢棄し、解放区の司法原則を確定することに関する指示」を出し、中国共產党の政策を法源として位置づけて、法律規範の不備を補つた。そして、国民党の六法全書と他の反動的な法律を排除して、マルクス・レーニン主義的国家觀と法律觀を養うべしとした。

一九五〇年中央人民政府法制委員會のもとで刑法典起草の準備工作が始まり、一九五〇年七月二五日に「中華人民共和國刑法大綱草案」が、さらに、一九五四年九月三〇日には「中華人民共和國刑法指導原則草案（初稿）」がそれぞれ完成した。しかし、これらの草案は、日の目を見ることはなかつたが、一九五四年一〇月に開催された全国人民代表大會で憲法が採択されると、刑法典の起草活動が正式に始まつた。一九五六年九月一五日に始まつた共產党第八期全国代表大會において、ソ連型の法制度の整備が決議され、一九五七年六月二八日には刑法典草案の第二二稿が完成した。しかし、この後起こつた「反右派闘争」によつて、この第二二稿は公布することがみおくられた。一九六三年一〇月九日には、第三三稿が成つたが、翌年の「四清」運動や六六年から十年間にわたつた「文化大革命」などの政治的大事件によつて政權の安定が急務となつたことから法制度の整備などに手が回らず、共產党の政策を法源とし、さらに「反革命処罰条令」や「汚職処罰条令」、「公安管理条例」などの条令で刑法制度の不備を補うこととなつた。

「文化大革命」終了後の一九七九年三月、刑法立法活動が再開し、同年五月二十九日に第三七稿が中央政治局によって採択された。そして、一部修正された第三八稿が七月一日に開催された第五期全国人民代表大会第二回会議採択され、七月九日に公布されることとなったのである。¹⁰⁾

一九七九年の刑法には、「反革命罪」(第九〇条)規定があり、それは「プロレタリア独裁とその政権の転覆を目的とし、中華人民共和国に対して危害を加える行為は、すべて反革命罪とする」というものであった。さらに「国外の中華人民共和国公民で反革命罪を犯した者に対しても、本法を適用する」と規定していた(第四条)。また、「反革命罪」では、九カ条にわたって死刑が規定されている。

「反革命罪」は、そもそも一九二二年制定のロシア共和国刑法第五七条に「プロレタリア農民政府を転覆させようとするすべての行為」ないし「国際ブルジョアジーの助けになる行為」と規定され、一九二六年に改正された刑法の第五八条には「ソビエト連邦とソビエト連邦加盟国のプロレタリア農民政府を転覆、破壊または弱体化させる行為、対外的な安全を脅かす行為。プロレタリア革命の経済および政治の成果を破壊または弱体化させる行為は反革命とする」、さらに「プロレタリアの国際連帯に鑑み、ソビエトに加盟していない他のプロレタリア国家に対しても同行為を行った場合にはすべて反革命とみなす」と規定された。この規定は、ロシア共和国刑法第五七条を踏襲したものである。

一九九七年の刑法では、「反革命罪」に代わって「危害国家安全罪」とされ、規定によれば「外国と結んで、中華人民共和国の主権、領土及び安全に危害を加えると、無期徒刑あるいは十年以上の徒刑に処する」とされた。

九七年の改正は、市場経済導入、人々の権利意識の高まりなどによって社会経済上での関係が複雑になり、これまでの刑法では対処できなくなったこと、開放政策による外国との関係や動向をより反映しなくてはならなくなったこ

などが原因であった。

改正点は、第一に、「反革命罪」を「危害国家安全罪」に改めたこと、第二に、「本法に明確な規定がなくても、近似の条文規定に照らして罪を定め刑に処することができる」(一九七九年刑法の第七九条)とする類推規定を削除して、「法律の明文によって犯罪行為を規定し、法律に照らして罪を定め罪に処する。法律に明文規定がなければ犯罪とならないし、罪を定め刑に処せられない」と明確に罪刑法定主義を採用したこと。第三に、「社会主義経済秩序を破壊する罪」を「社会主義市場経済を破壊する罪」と改めたこと。第四に、「知的財産罪」や「市場秩序攪乱罪」などの規定を増加させ、条文も一九二ヶ条(一九七九年)から四五二ヶ条に増加、さらに、死刑罪名は、二八種(一九七九年)から六八種(一九九七年)に増加したことであった。

二 警察制度の改革と変遷

伝統的に「国内の治安を保つのは警察の仕事であり、国際的安全保障とは軍の職分」であったが、近年とみに激しくなる「犯罪の謀議と執行における国際性」と、拡大する「犯罪行為のもたらす破壊の規模」は、ますます「軍と警察の分業」を「曖昧」にさせるものである。¹¹⁾

国際犯罪の規模拡大は、本来無法地帯としての国際社会に「法の執行の時代を迎え」、「合法的な暴力の行使と法の支配が国内社会ばかりか、国際政治全域においても実現する時代」となった今日、「国内政治における警察」、「国際関係における軍」という役割分担はもはや過去の遺物となりつつあり、その結果、「警察行動と軍事行動の収斂」が起こっているというのである。¹²⁾

その象徴として、次第に陰りをみせつつあるとはいえ、なお、パックス・アメリカナともいべき国際社会において、「権力を掌握した政府が秩序維持や秩序回復を目的として行使される懲罰的な強制力、ないし、抑止力」を發揮してまるで国内治安活動の延長と言わんばかりの活動をアメリカは展開している。このアメリカによる国際的な治安活動はまさしく「軍の警察化」に他ならないと言えよう。

一方で最近の中国は、エネルギー資源確保を目的に海軍力の急激な拡張を見せ、西太平洋、東南アジア、インド洋、アフリカ方面と国際社会において明朝の鄭和以来ともいうべきその力を地球上で唯一アメリカに対抗するかのよう¹³に誇示している。このことは、アメリカを中心とする世界の動向に反しており言うならば、「警察の軍化」であり、中国にとつては一つの歴史的な大転換と意義づけられ、アメリカによる一極支配に一石を投じているといえようか。

さて、中国は伝統的に軍事力と警察力は未分化であり、軍隊は国内治安維持の主要な担い手であった。清朝の正規軍である八旗は、北京を中心として全国に扇状に配置され、北京を防御する形で配置されていた。緑營は、明朝の軍隊を改編したもので兵数は約百三十万、八旗十八万六千余を補佐する形で国内治安の要となったのである。¹⁴

緑營は本来「本地土著」と兵員は現地出身者を充てることとしており、原則として任務で他所に移動することはない。¹⁵十九世紀半ば江南を支配下においた太平天国による反乱に対してその無能力を露呈した清朝の正規軍事組織に代わって、新たに反乱鎮圧の重責を担ったのが「郷勇」(これも伝統的なボランティアの地域治安組織)であった。彼らは、洋式武装化され、漢人有力政治家の「暴力装置」として政治的私財となったが、その後、国防衛の前衛を担うまでに至った。

ところが、日清戦争に敗北すると、新たな軍隊も再び国内統一と治安維持を主要な役割とした。そして、日中戦争では「国際的な安全保障」という役割を果たしつつ、政治的統一や「革命」、治安維持という国内問題処理などの主

要な役割を演じた。

一方で、共産党の軍隊であった「紅軍」は、「人民解放軍」と呼称を改められ、人民共和国成立の原動力として国内戦を勝利に導いた。しかしながら「人民解放軍」も、朝鮮戦争へ義勇軍を派遣し、中ソ国境紛争、中越紛争など「国際的な安全保障」に関わりつつも、国内の革命遂行と国内治安維持を主要は任務として、その役割を演じたのであった。

中国人の眼にとまった初期の西洋の警察制度は、上海租界の工部局に設けられたものであった。工部局「巡捕房」には、西洋人と中国人の「巡捕」が同数配置され、西洋人はサーベルを、中国人は棍棒を携えて勤務していた。¹⁵さらに、「会捕房」では盗賊を集めて密偵として使っていたという。¹⁶

「夷務」から「洋務」へと変化する中で、中国人の視点が百八十度変わった同治年間に、上海在住の知識人は、目の当たりにする西欧制度を興味深いものとして、実に素朴な気持ちで監察したことを多くの「文集」などの記録に表現した。¹⁷

西欧式の警察制度が実際に中国に導入されるのは、「戊戌変法」（一八九八年）時であって、「洋務」開始からお四十年近くの歳月を要してからであった。この間、西欧式の警察制度についての多くの議論が行われたが、本制度の導入はこの時期最も「変法」論の喧しかった湖南省で試みられた。それは、光緒二十四年六月（一八九八年七月）に設立された「湖南保衛局」だったが、残念ながら、「百日維新」の終結とともに頓挫してしまっただ。¹⁹

「湖南保衛局」の設立には、黄遵憲が按察使として関わり、日本での経験を生かして、日本で実施されている新しい警察制度の導入を図った。その際、彼は伝統的な「差役」である「賤役」と異なつて、「良民」を募集した。²⁰しかしながら、折角の新しい試みであった「保衛局」も戊戌の変法が失敗すると廃止されてしまったのであった。

その後、光緒二十八年七月（一九〇二年八月）に天津で袁世凱による「北洋警察」が整備され、さらに、「巡警」設置で改革の進んでいた四川省成都に「警察総局」が設置されたのは光緒二十九年四月初一日（一九〇三年）ことであつた。²⁰

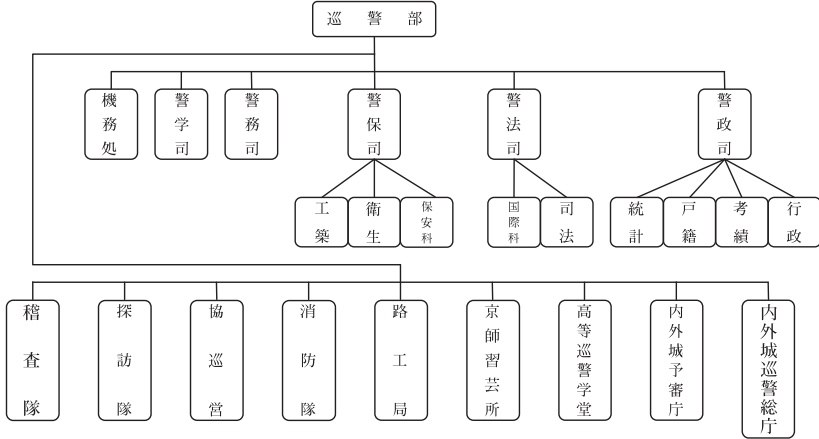
中国における西欧式警察の創設は、光緒二十六年十月十日（一九〇〇年二月一日）に清朝が内外政、民生、科挙、軍事などについて広く意見を求める上諭を発し、その結果、光緒二十七年から同三十一年にかけて（一九〇一から一九〇五年にかけて）、政治機構の改革、新式軍隊の編成、科挙の廃止、新しい学制と学校の普及、商業の振興、実業の奨励などが重点的に取り組み始められてからであつた。²³

袁世凱が、天津で西洋式の警察制度を導入して、北洋警察を創立した光緒三十一年七月（一九〇五年八月）に、清朝政府は「巡警部」を創設すると、各省に命じて袁世凱の北洋警察をモデルとする「巡警」を設けさせたのであつた。翌年、「緑營」を解散させ「巡警」として再組織した。²⁴ 翌年九月二十日（二月六日）の「釐定官制論」が宣布され、官制改革が命ぜられると、「巡警部」は、「巡警は民生の一端なり」として「民政部」に改められた。²⁵

「巡警」設置においては、治安維持が最も期待された。地方において直隸の天津、保定や奉天、四川、広東などの各省の都市部においてその設置は、見るべきものとなつたが、その他の地域では形はできたものの実を伴うに至らなかつた。それぞれ地域差があり、なかなか計画的に統一できなかつたのである。各省では、府以下郷鎮に至るまで各々巡警を創設したが、「保甲」の制度をそのまま利用して設置したり、「團營、巡勇、郷勇（それぞれ地方の自警団）」を改名しただけであつたり、「緑營」を改編したり、郷鎮の「巡夫人」を当てたり一様ではなかつたのである。質の劣悪な点では変化はなく、「久しく民の患」となつた。²⁶

「巡警」が設置され中国における警察制度の改革が漸く開始されたとき、中国にあつては、司法と行政がそれぞれ

清朝政府巡警部組織図



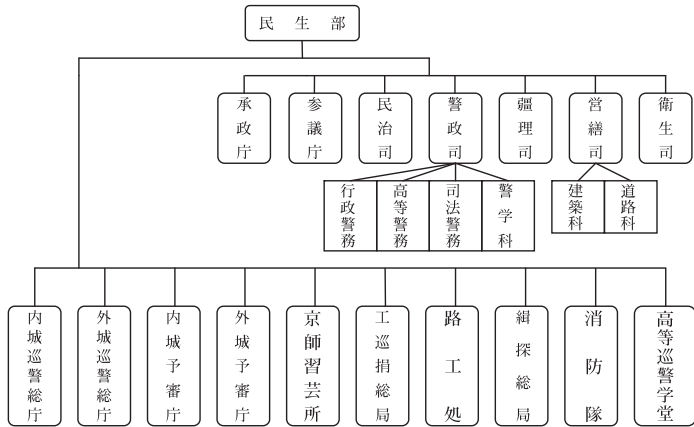
に分化したわけではなく、「牧民官」たる知県、知州が担っていた裁
判権はなお継続していた。それは、「天津における巡警の活動は、知
県による初審の原則をゆるがすという結果をもたらした。なぜなら、
巡警組織が自ら裁きを行いはじめた」²⁷⁾からに他ならなかったからであ
った。

光緒三十二年九月二十日（一九〇六年十一月六日）、「巡警部」か
ら「民政部」への組織改編は、それまで巡警部が職掌していた業務（警
政、警法、警保、警務、警学の各司、内外城巡警總庁、高等巡警學堂、
京師習芸所、路工局、消防隊、探訪隊、稽查処）を拡大させ、旧来六
部であった戸部、工部、礼部、吏部を併せた業務を担当するようにな
ったことであった。警察関係の行政は、警政司と高等巡警學堂、内外
城巡警總庁に特化させた。

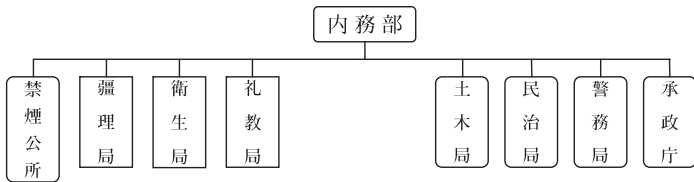
巡警部の職責は、単純ながら、全国の治安行政を主管する中枢であ
り、中国近代史上唯一の警察行政を専門的に職責とする中央機関であ
った。²⁸⁾ 民生部には、衛生、營繕、疆理、警政、民治の各司、参議と承
政の両庁、高等巡警學堂、消防隊、路工処、京師習芸所、内外城予審
庁、内外巡警總庁が下部組織として、それぞれの職務を担当すること
となった。

衛生局、疆理局、禁煙公所などの下部組織を管轄した。
 警察行政を管理する機構は、警務局であり、それは消防も含んだ警察業務、警察官教育などを取り扱った。
 袁世凱が組織した北洋政府は、警察行政を内務部の管轄下に置いた。同政府の内務部は、清朝末期に置かれた民生

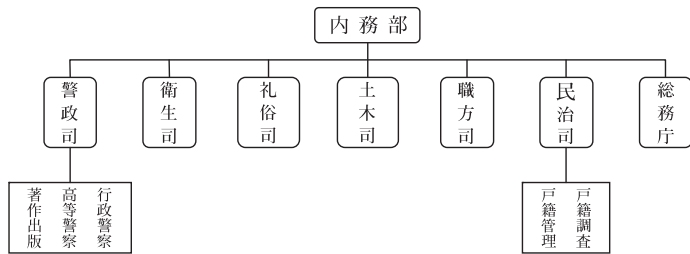
清朝政府民生部組織図



南京臨時政府内務部組織図

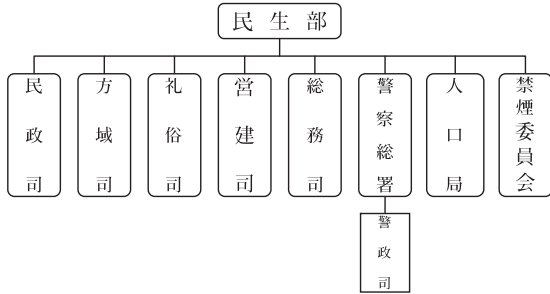


北洋政府内務部組織図



辛亥革命を経て、一九二二年一月一日に成立した中華民国臨時政府（南京臨時政府）は、警察業務を総覧する機関として、内務部を設けた。内務部は、警察、衛生、宗教、礼俗、戸籍、土地、水利工事などの行政業務、地方官の監督を職掌した。具体的な組織として、警務局、民治局、土木局、礼教局、

南京政府内政部組織略図



部とよく似ており、内務部には総務庁以下民治、職方、土木、礼俗、衛生、警政の各司が設置されていた。

北伐を経て成立した南京国民政府は、一九二八年三月三〇日「国民政府内政部組織法」を公布し、国民政府直属の機関として内政部を設立した。北洋政府の内務部を改めた国民政府の内政部は、全国の警察業務を統括管理することとなった。

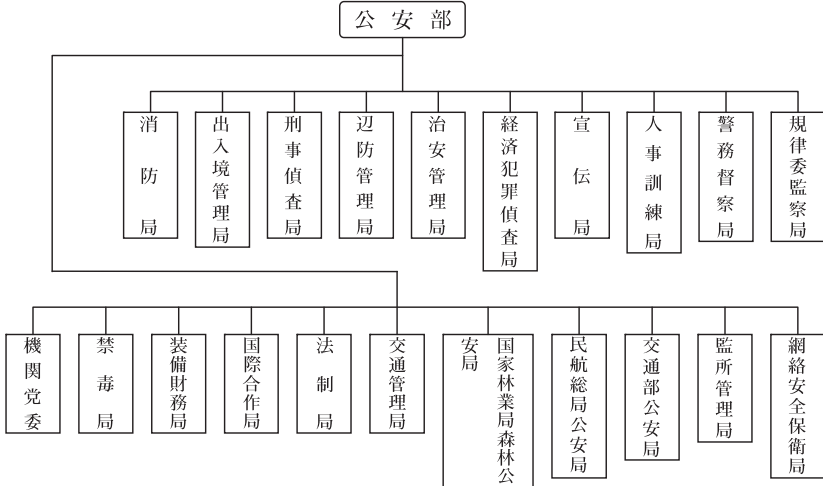
人民共和国の警察組織は、國務院の組織である公安部が統轄した。同部は、各省以下の地方行政区に設置された公安厅や公安局を管理する。その職掌する業務は、刑事、交通、藥物、戸籍管理、消防、拘留所管理、軽微な民事仲裁などである。

一九四九年七月六日、中共中央革命軍事委員会は、軍事委員会の管轄下に公安部を設立することを決定した。公安部長は、羅瑞卿となった。²⁰組織は、六局一厅（政治保衛、經濟保衛、边防、武装、治安行政、人事および弁公庁であった）を予定して、必要な人員は、第一から第四の野戦軍の中から選任し、軍級の政治幹部を各局長に据えた。一〇月一九日、中央人民政府は、羅瑞卿を中央人民政府公安部長に任命した。公安部は、一月一日から正式に業務を始めた。公安部が人民政府のもとで正式に発足すると、予定通りの六局一厅に公安幹部学校、新生公

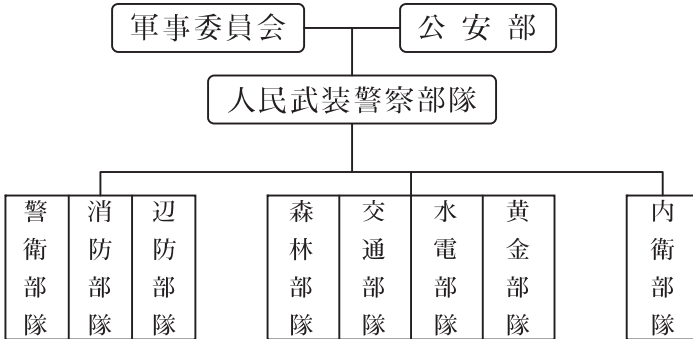
学および監獄を加え、それらを管轄とした。

一九四九年八月に中央軍事委員会公安部が設立されると、中央軍事委員会は同時に人民公安部隊の樹立を批准した。部隊は、設立された当初各地に分散配備され、統一した指揮命令系統はなかったが、その後一九五〇年ころから編成の統一が行われ、五二年に「人民解放軍公安部隊」、一九五五年に「人民解放軍公安軍」へと改称された。

人民共和國公安部組織図



中華人民共和國人民武装警察部隊組織図



人民武装警察部隊は、一九八二年四月に人民解放軍の人員削減を名目にしてできた組織である。兵員は、兵役法に基づいて徴兵され、志願した者である。職掌は、建物、水利施設、金鉱、森林など重要な国家施設の警備、対テロ対策や大規模なデモなどに対処することであって、軍の一部門として重武装であることから人民警察では対処できない事態に対応する。フランスのジャンダリムリ（国家憲兵隊）やフィリピンの警察軍に似た組織と言えよう。

公安部「人民警察」は、

人民解放軍の補助任務や後方兵站任務を担っていた部隊が、人民共和國成立後の一九四九年二月に、「人民公安部隊」として組織されたことに始まる。「人民公安部隊」とは、一九五二年に「人民解放軍公安部隊」、五年に「人民解放軍公安軍」、五八年に「人民武装警察」、六三年「人民公安部隊」とそれぞれ改称されたが、一九六六年に「文化大革命」が始まるとともに再び「人民解放軍」に統合されたのであった。³⁰⁾

四 まとめ

清末以降の中国は、新しい「西欧化」された刑法、警察組織、すなわち「西法」の導入によってインフォーマルセクターの縮小ないし消滅という一つの方向性を明確にした。法や行政組織の厳密、緻密化による支配の徹底を図ることがそれであり、例えば「現行刑律」に始まる「民事」「刑事」の区分は、規定の明確化と厳密化によって「公」と「私」とも例外なく法の管理下に置くということに求めたことに現れている。清末から民国への転換は、王朝から共和国への交替であったが、同時にこのことは、「外つ国」を認めることで「天下」意識から「国家」意識への大転換でもあった。そして、このことから公権力の法による支配のより精緻化が求められたと言えよう。さらに、「罪刑法定主義」は、清末の「新刑律」以来、西欧の近代刑法を導入するなかで、犯罪の明確化が各刑法の基本的な姿勢となるに従っての必然的なあり方であった。

ところが、共産党政権下における最初の刑法では、「反革命罪」規定を設け、「类推規定」を設けた。このことは、共産党政権の先駆者であるソビエト連邦の「プロレタリア農民」刑法の導入にほかならないのであるが、「天下」意識への回帰と言えば語弊があろうか。だとするなら、一九九七年改正刑法は、「反革命罪」に代わって「危害国家安全

全罪」規定となったが、まさしくインターナショナル(「天下」)からナショナル(「国家」)への大転換であったといえよう。

一方で警察組織機構は、伝統中国に置いては行政全般を意味する組織として今日のような先進国でみられる「行政警察」、「司法警察」、「公安警察」に特化した固有組織として独立した役割を担っていたわけではなかった。しかし、清朝が倒れて以降の共和制のもとでは、内務部や民政部管轄下の組織としてより特化した形で組織化された。

人民共和国において国内治安を担当する警察組織は、「人民解放軍」から分離する形で成立し、今日に至っているが、本邦における警察組織に比べて、例えば「消防」、「出入国管理」、「戸籍管理」、「麻薬更生施設」を管轄し、また、軽微な民事紛争を調停するなどその職責は広範囲に及ぶものである。また、曖昧な部分をも残すものとなっている。しかし、このことは単に国情の違いと理解すべきことなのであろうか。

(注)

- (1) 高漢成「中国第一部近代刑法典 『欽定大清刑律』」中国社会科学院中国法学網二〇一一年四月二三日。
- (2) 「江楚會奏变法三折」と呼ばれる「交通政治人才為先遵旨籌議折」、「遵旨籌議变法謹擬整頓中法十二條折」、「遵旨籌議变法謹擬採用西法十一條折」の上奏。
- (3) 沈家本「刪除律例内重法摺」『寄移文存卷一奏議』『歷代刑法考 四』中華書局 p2023。
- (4) 注1に同じ。
- (5) 高漢成、李琳「清末刑法改革述略」『中国法学網』<http://www.iolow.org.cn/showarticle>。『清史稿』『刑法志』一。「清律」は、同治九年に「律文」四三六条、「例文」一八九一条となって以来改正はなし。

- (6) 沈家本の「為刑律草案告成分期繕具清單恭呈御覽並敬陳修訂大旨」。また、「連座制」や「入墨」を廃止したこと、さらに、十二歳未満の行為や「精神病人之行為」を犯罪としなかった。「清史稿」「刑法志」一。
- (7) 小野清一郎『中華民国刑法』中華民国法制研究会 昭和八年四月 凡例 p8。
- (8) 注7前掲書「序論」p1。
- (9) 注7と同じ。
- (10) 趙秉志「當代中国刑法体系的形成与完善經歷三個主要階段」『法制網』二〇一一年三月二日 <http://www.legaldaily.com.cn/direct>。趙秉志、王俊平「改革開放三十年的我国刑法成立」『中国法学網』<http://www.iolow.org.cn/showNews.asp>。
- (11) 藤原帰一「軍と警察 冷静後世界秩序における国内治安と対外安全保障の収斂」山口厚ほか編『融ける境 越える法 安全保障と国際犯罪』東大出版会二〇〇五年 p27。
- (12) 注11と同じ資料より pp.28-9。
- (13) 注12と同じ。
- (14) 羅爾綱『綠營兵志』中華書局 一九八四年 p.235。
- (15) 伝統中国において、今日的な意味においての行政組織の中で独立して機能する警察組織はなかった。犯罪者の捜査や逮捕、治安維持という警察活動には多くの行政、軍事組織が関わったのである。八旗や綠營に加えて隣保組織であった「保甲」はその主要な活動が治安維持を図ることであった。参照『清国行政法』第一卷下「第二章警察」p120。
- (16) 葛元煦『滬游雜記』光緒二十一年十一月 第一卷 工部局 巡捕房 巡捕。葛元煦は、上海に十五年間居住したということからほぼ同治時代（一八六二年～一八七四年）を過ごしたことになる。
- (17) 注16
- (18) 「會捕局專司訪輯租界内盜賊募用。暗查密訪之人、以通線索名線勇、與捕快無異。局創自同治初年、由道委員辦理頗著勞績」注16『滬游雜記』會捕局。「與捕快無異」と言うが、「警跡人」の類か。大清律例の注釈書である薛允升『讀例存疑』五十四卷 光緒三十一年京師刊本「刑律之七 賊盜下之二」に「凡盜賊曾經刺字者、俱發原籍、收充（警）跡」とある。
- (19) 何啓と胡礼垣との「中国宜改良新政論議」（一八九五年）、鄭觀應『盛世危言』（一八九五年）、陳熾『庸書』（一八九六年）らの議論。韓延龍、蘇亦工編『近代警察史』上 pp5-12参照。
- (20) 韓延龍、蘇亦工編『近代警察史』pp24-47。
- (21) 伝統的に警察活動を担う「差役」は「賤役」だと考えられていた。これに従事する「賤民」は、「隸卒」として「馬快」、

- 「歩快」、「小馬」、「禁卒」、「門子」、「弓兵」、「仵作」、「巡捕管番役」などの各芳役に任じた。「馬快」、「歩快」、「小馬」は犯罪者の逮捕、「禁卒」は看守、「門子」、「弓兵」は門衛、「仵作」は変死体の検視、「巡捕管番役」は「巡捕管」の門番などである。『臨時台湾旧慣調査会第一部報告 清国行政法（影印）大安 第一卷下 一九六五年一〇月 p.106参照。
- (22) 尤志安『清末刑事司法改革研究』以中国刑事訴訟制度近代化為視角』中国人民大学公安大学出版社 二〇〇四年八月 pp.51-70。
吉澤誠一郎『天津の近代 清末都市における政治文化と社会統合』pp.161-5。「奏擬保定警務総局章程摺（光緒二十八年七月五日）国立故宫博物院故宮文献編輯委員會編『袁世凱奏摺專輯』広文書局一九七〇年 pp.63-4。袁世凱は、「巡警」召募に際して「保甲」について弊害が多いこと、人員不足であること、民に迷惑をかけることなどを指摘していた。袁世凱は、保定に「警務局」を設け「巡警（警察官）三千人を召募したこと、併せて警察官を養成するための「警務学堂（警察学校）」を設立していた。
- (23) 「晚清成都警察史」『成都志通訊』一九八七年第四期。
- (24) 尤志安『清末刑事司法改革研究』pp.51-2。
- (25) 尤志安『清末刑事司法改革研究』pp.52-3。「巡警部」には、兵部左侍郎徐世昌を巡警部尚書とした。
- (26) 尤志安『清末刑事司法改革研究』p.56。
- (27) 尤志安『清末刑事司法改革研究』pp.53-4。
- (28) 吉澤誠一郎前掲書 pp.174-5。
- (29) 韓、蘇『中国近代警察史』上 p.24。
- (30) 王仲方「公安部是怎样成立的」公安部 二〇〇八年一月八日。
- (31) 「新中国成立六〇年武警部隊二二五四七名烈士為国捐軀」『新華網』二〇一一年七月二七日。